

## 1 佐賀県人権施策推進審議会

◎審議内容 人権施策基本方針の策定・見直し

◎委員数 22名

知事が人権に関する識見を有する者のうちから任命する。

【委員構成】

学識経験者（大学教授、弁護士、人権擁護委員、生涯学習、教育、マスコミ）

関係団体（部落差別（同和問題）、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、患者等、犯罪被害者等、LGBTs）

経済団体、行政機関

◎任期 2年

◎会長 審議会委員の互選により決定

◎議長 会長が会議の議長となる。

## 2 佐賀県人権施策推進審議会の調整委員会（※審議会の内部組織）

◎審議内容 人権侵害行為に係る事案への対応等

人権侵害行為に係る事案の解決のために、相談者から助言、説示、あっせんを行うべき旨の申出があった場合に、その実施の適否等について、必要に応じて調整委員会の意見を聴く。

◎委員数 5名以内

審議会の会長が、個別事案の内容等を踏まえ、専門的な知識経験を有する委員を指名する。

◎任期 審議会と同じ

◎調整委員長 調整委員の互選により決定

◎議長 調整委員長が会議の議長となる。